

安城市中心市街地拠点整備事業  
募集要項及び付属資料に係る新旧対照表

(第2回 平成25年8月22日修正)

付属資料1 業務要求水準書

変更箇所		変更前	変更後
頁	該当箇所		
29	学校図書館支援室	③団体貸出用の図書・資料を <u>開架固定式6段書架</u> で20,000冊程度収容できる設えとすること。	③団体貸出用の図書・資料を <u>手動式集密書架</u> で20,000冊程度収容できる設えとすること。 【下線部を変更】
67	(8) 警備業務 ウ 要求水準 e	e 《略》不審物の発見・処置、火の元及び <u>消火器</u> ・火災報知機等の点検を行うこと。	e 《略》不審物の発見・処置、火の元及び <u>消火器</u> ・火災報知機等の点検を行うこと。 【下線部を変更】

付属資料1 業務要求水準書 別紙9

変更箇所		変更前	変更後
頁	該当箇所		
2/2	学校図書館支援室	・打合せ机・椅子 ・ <u>6名分×2組以上</u>	・打合せ机兼作業台・椅子 ・ <u>W900×L1,800程度×3台以上</u> 【変更後前段下線部を追加、変更前下線部を変更後後段下線部に変更】
2/2	学校図書館支援室	・作業台・椅子 ・ <u>W900×L1,800程度×2台以上</u>	【変更前下線部を削除】
2/2	学校図書館支援室	・団体貸出し用書架 ・ <u>固定式6段書架</u> とし、20,000冊程度を収容	・団体貸出し用書架 ・ <u>手動式集密書架</u> とし、20,000冊程度を収容 【下線部を変更】

付属資料3 様式集

変更箇所		変更前	変更後
頁	該当箇所		
—	様式第6-3号 初期投資費の内訳書（PFI事業）	（なし）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「総合連携支援業務費（設計・建設期間中相当分）」の欄及び「総合連携支援業務費 小計(E)」の欄を追加。</li> <li>・※消費税抜き及び※消費税込みの各合計欄に「+(E)」を追加。</li> </ul>

付属資料9 事業契約書（案）【修正版】

変更箇所				変更前	変更後
頁	該当箇所				
8	第2条			（なし）	<p>(29) 「サービス購入料D-1」とは、サービス購入料のうち、別紙7においてサービス購入料D-1として定められた部分をいう。</p> <p><b>【上記を追加（※追加に伴い、本文の(29)以降の番号部分を修正）】</b></p>
37	第89条	第1項	第3号	当該解除された日が属する事業年度に支払われるべきサービス購入料D及びこれに対する消費税及び地方消費税の総額の100分の10に相当する額。	<p>当該解除された日が属する事業年度に支払われるべきサービス購入料D<del>1</del>及びこれに対する消費税及び地方消費税の総額の100分の10に相当する額。</p> <p><b>【下線部を追加】</b></p>
38	第92条	第1項	第3号	各事業年度に支払われるべきサービス購入料D及びこれに対する消費税及び地方消費税の総額の100分の10に相当する額。	<p>各事業年度に支払われるべきサービス購入料D<del>1</del>及びこれに対する消費税及び地方消費税の総額の100分の10に相当する額。</p> <p><b>【下線部を追加】</b></p>
38	第92条	第2項		《略》又は第3項第(2)号又は第(3)号の保険契約又は保証契約を締結した場合には、前項の保証納付を免除する。	<p>《略》又は第3項第(2)号又は第(3)号の保険契約又は保証契約を締結した場合若しくは同項第(4)号に基づき保険金支払請求権に質権が設定された場合には、前項の保証納付を免除する。</p>

変更箇所				変更前	変更後
頁	該当箇所				
					【下線部を追加】
38	第92条	第7項	第1号	(1) 当該 <u>保険契約に、保険会社からの事前の書面申し入れがなければ当該保険契約の期間が1年以上の期間自動的に更新されることが規定されていること。</u>	(1) 当該 <u>保険証券の有効期間の満了までに、本契約に従って保険契約を更新すること。</u> 【下線部を変更】
39	第92条	第7項	第3号		【全文を削除】